

公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（案）

（抜粋）合法木材に関係する部分

第一 公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 公共建築物における木材の利用の促進の意義

（1）木材の利用の促進の意義

．．．

このような現状において、国産材（国内で生産された木材をいう。以下同じ。）の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。さらに、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有する資材である。

このため、木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待される。

2 公共建築物における木材の利用の促進の基本的方向

（4）木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

．．．

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国又は地方公共団体が講ずる関連施策に協力しつつ、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに間伐材及び合法性等の証明された木材（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号。以下「グリーン購入法」という。）第六条第二項第二号に規定する特定調達品目に該当するものについては、その判断の基準を満たす物品等）等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、公共建築物を整備する者は、その整備する公共建築物において木材を利用するに当たっては、グリーン購入法第二条第一項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

第三 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

．．．

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した

製品を含む。)のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法第六条第一項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

第五 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給に携わる者の責務

公共建築物における木材の利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった公共建築物の構造的特性に対応した長尺・大断面の木材等の公共建築物における利用に適した木材及び合法性等が証明された木材が、低コストで円滑に供給される必要がある。

このため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、国は、地方公共団体とも連携し、これら木材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、法第十条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度的確な運用をはじめとする必要な施策の着実な推進を図るものとする。

2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項

(1) 木材製造の高度化の目標及び内容（公共建築物の整備の用に供する木材の製造の用に供する施設を整備しようとする場合にあっては、当該施設の種類及び規模を含む。以下同じ。）

・・・

なお、木材製造の高度化の内容は、以下を満たすものであること。

現有の施設・機械の活用を含め、公共建築物における利用に適した木材の適切な供給に必要な製造能力を有する種類及び規模の施設・機械の整備が図られるものであること。

森林の適正な整備を図る上で支障のない木材の確実な供給のため、原木の調達に当たって合法性等に係る証明の確認の徹底等が図られるものであること。

木材製造の高度化に関する目標の達成に必要な知識又は技術を有する人材の確保等が図られるものであること。

建築基準法に基づくシックハウス対策等に係る建築材料に該当する木材を製造する場合にあっては、当該木材の製造に当たり、適切なシックハウス対策を講ずるために必要な施設の整備及び人材の確保等が図られるものであること。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令第案要綱

第一 国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号、以下「法」とい
う。）第二条第一項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- (一) 学校
- (二) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
- (三) 病院又は診療所
- (四) 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
- (五) 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
- (六) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供す
るもの
- (七) 高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をい
う。）の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所

（第一条関係）